

審 議 票

R4.3.3

Ⅲ-3

審議項目	開示②（不開示情報）		
関係規定	現行条例		新法
	第16条		第78条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・法令秘情報	・未成年者等保護情報 ・プライバシー情報など	—
新条例への規定の可否	<p>情報公開条例の規定との整合を確保する必要がある場合は、条例で次のものを定めることができる。（新法第78条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開条例で開示することとされている情報で不開示情報から除外するもの</li> <li>・ 情報公開条例で不開示とされている情報（行政機関情報公開法の開示情報に準じるもの）で不開示とするもの</li> </ul>		

※ 関係規定は、別紙参照

項目と論点	不開示情報	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 開示請求者以外の個人に関する不開示情報に係る規定が「プライバシー型」から「個人識別型」となることによる影響</li> <li>② 現行条例では「本市等」に含め「法人等」から除外して運用している地方三公社が、新法では「法人等」に含まれることによる影響</li> <li>③ 新法において事務又は事業遂行情報の類型として列挙されていない不開示理由や新法に規定のない法令秘情報を独自に規定する必要性</li> <li>④ 上記のほか独自に規定すべき開示情報又は不開示情報の有無</li> <li>⑤ その他、規定が変わることによる影響や留意点（情報公開条例の規定の整合など）</li> </ol>
-------	-------	--

考え方（案）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 開示請求者以外の個人に関する不開示情報については、現行条例と新法とでは規定のされ方が異なるものの、不開示となる範囲が実質的に変わるものではなく、現行条例及び情報公開条例による取扱いとの整合を図ることは可能と考えている。</li> <li>② 地方三公社の事業に関する情報の開示・不開示は、新法では法人等事業活動情報（第1項第3号）の該当性を判断する必要があるが、専ら行政の一端として事業を行う地方三公社の性質を考慮したうえで判断することにより、現行条例及び情報公開条例による取扱いとの整合を図ることは可能と考えている。</li> <li>③ 上記以外にも、現行条例と新法の不開示情報の規定には差異が見受けられるが、各規定の適用や解釈・運用により、開示・不開示の範囲について現行条例及び情報公開条例による取扱いとの整合を図ることができるため、本市においては新条例に不開示情報に係る特段の規定を設ける必要はないと考えている。</li> </ol>
--------	--

主な意見	後日記載
------	------

関係規定【開示②（不開示情報）】

現行条例	新法	備考
<p><b>(個人情報の開示義務)</b>  <b>第16条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p>	<p><b>(保有個人情報の開示義務)</b>  <b>第78条</b> 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>R4.3.3            III-3</p>
<p>(1) 第14条第2項の規定により本人に代わって開示請求をした代理人に対して開示することにより、当該本人の権利利益を害するおそれがある情報</p>	<p>(1) 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p>○ 開示することにより本人の権利利益を害するおそれのある情報について、新法では代理人に対する開示に限定せずに規定。            ○ 現行条例は「権利利益」、新法は「生命、健康、生活又は財産」が保護対象とされている。</p>
<p>(2) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに第22条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該個人が識別され、又は識別され得るもののうち、<b>●通常他人に知られたいと認められるもの。ただし、●人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</b>を除く。</p>	<p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、<b>なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</b>  <b>●イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</b>  <b>●ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</b>  <b>●ハ 当該個人が公務員等（…、地方公務員法（…）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</b></p>	<p>○ 「個人に関する情報」には、死亡した個人に関する情報も含まれる。            ○ 現行条例が「プライバシー型」であるのに対し、新法は「個人識別型」            ○ 新法でも、法令や慣行により開示請求者が知ることができ、不開示とならない。（「プライバシー型」である現行条例とほぼ同じ範囲となるのではないか）            ○ 新法では、「特定の個人を識別することはできないが、（…）なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」も不開示となる。            ○ 新法のハの公務員等の職務遂行情報については、現行においては、氏名も含めて原則開示する情報として取り扱っている。新法では、氏名については、イで判断することになる。</p>
<p>(3) 法人（本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<b>●開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。</b>  <b>●ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</b>  <b>●イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</b></p>	<p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、<b>●人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</b>を除く。  <b>●イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</b></p>	<p>○ 法人等事業活動情報について、現行条例では「これらに準じる団体」（土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社の地方三公社）を「本市等」に含み「法人等」から除外しているが、新法では除外されない。            ○ 新法では「明らかに害すると認められる」の文言はないが「法的保護に値する蓋然性が求められる。」としている。（事務対応ガイド(案)R3.11月 個人情報保護委員会事務局）            ○ 新法には、人の生命等の保護のために開示する情報について、現行条例にある「事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害」や「違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある」といった限定はない。</p>
<p>(4) 法人等又は開示請求者以外の個人が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、法人等又は当該個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。  <b>●ア 事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</b>  <b>●イ 違法又は不当な事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</b></p>	<p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>○ 任意提供情報について新法では、「開示請求者以外の個人」を対象としていない。（法人等と事業を営む個人のみが対象）</p>

関係規定【開示②（不開示情報）】

現行条例	新法	R4.3.3	Ⅲ-3
		備考	
	(4) 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、（以下略）	○ 本市には適用されない。（本市は第7号イによる。）	
	(5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、（以下略）	○ 本市には適用されない。（本市は第7号ロによる。）	
<p>(5) 開示することにより、<u>人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報</u></p>	(1号又は2号の規定で判断)	○ 現行条例第5号の「人の生命、身体、財産等の保護」の支障については、新法に直接対応する規定がない。	
<p>(6) <u>本市等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報</u>であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	○ 現行条例で「本市等」に三公社を含めて運用している以外は同様の規定	
<p>(7) <u>本市等が行う事務又は事業に関する情報</u>であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	○ 現行条例で「本市等」に三公社を含めて運用している以外は同様の規定 ○ 列記されていないものであっても、柱書で読むことは可能	
<p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>	イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ	○ 現行条例に列記されていない新たな不開示理由	
<p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p>	ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ	○ 現行条例第5号（後半）に相当する規定。「鎮圧」の語が追加される。	
<p>ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事務に関し、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ</p>	ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	○ 同内容の規定	
<p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p>	ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、 <u>国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u>	○ 現行条例で「本市等」に三公社を含めて運用している以外は同様の規定	
<p>オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人その他の本市、<u>国及び他の地方公共団体に準じる団体に係る事業</u>に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	○ 新法には、列記されていない。（情報公開条例にも列記されていない。）	
<p>カ 法令の規定により明らかに開示することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から開示してはならない旨の個別的具体な指示（地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。）がある情報</p>	ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	○ 同内容の規定	
<p>キ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人その他の本市、<u>国及び他の地方公共団体に準じる団体に係る事業</u>に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	○ 現行条例には列記されていない規定（情報公開条例にはある）。なお、現行条例では本市職員等による人事評価等の開示請求を認めていない。	
<p>ク 法令の規定により明らかに開示することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から開示してはならない旨の個別的具体な指示（地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。）がある情報</p>	(各号の規定で判断)	○ 現行条例で「準じる団体」が含まれる以外は同様の規定。	
<p>ク 法令の規定により明らかに開示することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から開示してはならない旨の個別的具体な指示（地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。）がある情報</p>		○ 新法には、現行条例のような法令秘情報の規定はない。	
<p>ク 法令の規定により明らかに開示することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から開示してはならない旨の個別的具体な指示（地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。）がある情報</p>		○ 新法では、他の法令の規定等により開示できないとされている場合は、法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断することとなる。（Q&A（案）R3.11月 個人情報保護委員会事務局）	

関係規定【開示②（不開示情報）】

関係規定【開示②（不開示情報）】		R4.3.3	Ⅲ-3
現行条例	新法	備考	
	<p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。</p>	<p>○ 情報公開条例による開示・不開示との整合性を確保する必要がある場合は、新条例で次のものを規定することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開条例で開示することとされている情報で不開示情報から除外するもの</li> <li>・ 情報公開条例で不開示とされている情報（行政機関情報公開法上の不開示情報に準じるもの）で不開示情報に追加するもの</li> </ul>	